

# JEMIC 技能試験プロトコル

## 2023 年度標準尺技能試験用

### 1 プロトコルの説明

この技能試験プロトコルは、2023 年度標準尺技能試験に参加する事業者（以下「参加事業者」という。）が技能試験を受ける際の注意事項、校正を実施する際の校正条件等について記載したものです。

技能試験前によくお読みいただき、プロトコル記載事項に注意して校正等を実施してください。

### 2 使用する仲介器等

#### (1) 仲介器

標準尺（ガラス製）

製造業者名：株式会社ミットヨ

型式：HL-500

目盛の長さ：500 mm

外形寸法：530 mm（全長）×30 mm（幅）×20 mm（厚さ）

線膨張係数： $0.02 \times 10^{-6} / K$

アライメントマーク：あり

#### (2) 付属品

- ① JEMIC 技能試験プロトコル
- ② JEMIC 技能試験プログラム

### 3 仲介器の搬入

- (1) 技能試験が終了した参加事業者から、手持ち運搬にて、搬入日に輸送箱に納めた仲介器及び付属品が搬入されます。仲介器受け渡しの際には、仲介器の故障、輸送のトラブル等のリスクを避けるため、ご担当者立会いの下ご確認ください。  
参加受付時にご連絡した搬入日（技能試験期間）に変更がある場合は、事務局からご連絡いたします。
- (2) 仲介器の搬入後、速やかに梱包された仲介器及び付属品が「仲介器受取連絡票」に記載のとおりであることの確認（✓記号を記入）を行ってください。ただし、周囲温度等に注意し開梱してください。
- (3) 仲介器及び付属品の確認後、「仲介器受取連絡票」に必要事項をご記入の上、FAX 又は E メールにより事務局まで送付してください。  
万一、仲介器の故障、輸送のトラブル等があった場合には、速やかに事務局までご連絡ください。

#### 4 校正

- (1) 仲介器の校正は、割り当てられた技能試験期間中に、お申込みいただいた校正ポイントについて実施してください。
- (2) 仲介器の校正は、参加事業者が通常使用している校正手順書に従って行ってください。登録事業者は、登録された校正手順を用いてください。それ以外に指示がある場合は、別途校正要領等を配布しますので、その内容に従って校正してください。  
なお、通常より測定回数を増やす等の手順の変更はしないようにしてください。
- (3) 校正値は、0 mm の目盛線から各目盛線までの長さとし、線膨張係数を  $0.02 \times 10^{-6}/K$  として標準温度 20 °C に換算した値とします。
- (4) 目盛線の測定（検出）は、目盛線の中央部で行ってください。
- (5) 参照値は目盛線を鉛直にしてベッセル点で支持したときの値です。指示点の相違により、校正結果の評価に影響が生じると判断される場合は、必要に応じて支持点の相違による補正を行ってください。
- (6) 校正中に異常があった場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

#### 5 仲介器の搬出

- (1) 参加事業者は、仲介器及び付属品が「仲介器搬出連絡票」に記載のとおりであることを確認し（✓記号を記入）、受取時と同様に梱包した状態で次の参加事業者にお渡しください。  
なお、輸送中に輸送箱の蓋が開かないように、ロック部分に布テープ等を貼り付けてください。
- (2) 手持ち運搬にて次の参加事業者の搬入日に、輸送箱に納めた仲介器及び付属品を搬出してください。  
次の参加事業者の搬入日（技能試験期間）に変更がある場合は、事務局からご連絡いたします。
- (3) 仲介器の搬出後、速やかに「仲介器搬出連絡票」に必要事項をご記入の上、FAX 又は E メールにより事務局まで送付してください。  
万一、仲介器に異常がある場合は、「仲介器搬出連絡票」に異常箇所を記入の上、どの時点で異常が発生したのかを明確に、速やかに事務局までご連絡ください。

#### 6 事務局への結果報告

- (1) 提出書類は、下記のとおりです。
  - ① JEMIC 技能試験結果報告書  
校正結果、校正の手順書名及び校正条件等を記入したもの
  - ② 技能試験結果に対する校正証明書<sup>※1</sup>（通常顧客に発行しているもの）  
校正証明書の宛名 「日本電気計器検定所 技能試験事務局」

※1 登録事業者は、JCSS 校正証明書（サンプルでも可）

  - ③ 各校正における不確かさの見積もり表（バジェット表）
- (2) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の用紙は、弊所ホームページからダウンロードして、ご利用ください。  
②、③は、参加事業者で準備・作成してください。
- (3) 参加事業者は、技能試験期間終了後 2 週間以内に、「JEMIC 技能試験結果報告書」に必要事項をご記入の上、その他提出書類を添えて電子メール等により事務局ま

で送付してください。

なお、一度送付された提出書類の差し替えについては、変造防止の観点から原則として認めておりませんのでご注意ください。ただし、提出された結果報告書等に不備があった場合には、再提出をお願いすることがあります。

## 7 技能試験結果報告書記入時の注意点

- (1) 「JEMIC 技能試験結果報告書」は、「記入例」を参考にご記入の上、提出してください。

また、「JEMIC 技能試験結果報告書」に記入する数値の桁数は、校正証明書に記載する数値の桁数に合わせてください。

- (2) 「JEMIC 技能試験結果報告書」に参加事業者名、使用した仲介器の製造番号、技能試験期間（搬入日～搬出日）、報告日、報告者及び受理番号を記入してください。

なお、受理番号は、技能試験事務局から連絡する「JEMIC 技能試験参加受付連絡書」に記載しています。

- (3) 校正結果の記入方法について

校正証明書の記載方法が異なる場合であっても、 $E_n$  数の算出条件を統一するため、「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(1) 校正結果」は、以下の事項を守って報告してください。

なお、提出書類「技能試験結果に対する校正証明書」は、通常顧客に発行している記載方法でかまいません。

- ① 「①校正値」には、通常校正証明書に記載する校正値を記入してください。（この値を  $E_n$  数算出式の  $X_{lab}$  とします。）
- ② 「②拡張不確かさ」には、通常校正証明書に記載する又は記載しようとする拡張不確かさを記入してください。拡張不確かさの単位は  $\mu\text{m}$  で記入してください。（この値を  $E_n$  数算出式の  $U_{lab}$  とします。）
- ③ 「③包含係数」には、「②拡張不確かさ」を求めたときの包含係数を記入してください。
- ④ 「④校正測定能力」には、登録した又は登録しようとする校正測定能力<sup>※2</sup>を記入してください。

※2 登録事業者、申請中事業者又は予定事業者は、登録した又は登録しようとする校正測定能力を記入してください。

- (4) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(2) 校正の手順書」には、実際に今回の技能試験に使用した校正手順書の文書の名称、文書の番号・記号、文書制定日（改訂した場合は最新改訂日も併記）及び文書の版数を記入してください。

- (5) 「JEMIC 技能試験結果報告書」の「(3) 校正条件等」には、実際に校正を実施した場所の環境条件（温度及び湿度）並びにその他校正結果に対する校正条件等の特記事項があれば記入してください。

なお、結果報告書に記入しきれない場合には、別紙を添付してください。